

「子どもの声に耳を傾けて」



- ・認定NPO法人チャイルドライン「もしもしキモチ」専務理事
- ・NPO法人子どもとメディア常務理事
- ・子どもとメディアインストラクター

みやけ れいこ
三宅 玲子 さん

認定NPO法人チャイルドライン「もしもしキモチ」専務理事
NPO法人子どもとメディア常務理事、子どもとメディアインストラクターとして、福岡県内の学校、特別支援学校、PTA などを中心に啓発活動を行っています。
“であい・かたり・つながろう”をキーワードに子ども分野のネットワークづくりに取り組んでいます。

「はい、チャイルドラインです」。午後4時、受話器に向かう受け手さんの顔に一瞬緊張が走ります。

チャイルドラインは18歳までの子どものための電話です。チャイルドライン支援センター（東京）を中心に、全国69の市民団体が連携し、チャイルドライン支援議員連盟の応援も受けながら、全国共通のフリーダイヤルで子どもの声に耳を傾けています。

チャイルドライン「もしもしキモチ」は、福岡市を拠点として活動を始めました。「子どもの権利条約」の理念、子どもは権利の主体である事を基本姿勢に置き、時代の変化とともに電話、メール、オンラインチャットとツールを広げな

がら、子どもとのやりとりを重ね23年目を迎えます。発足当時、20年後にはチャイルドラインのない世界を願っていましたが、その実現にはまだまだ時間がかかりそうです。

① 気になる子どもの口癖

今、子どもの口癖で気になるのが、「どうせ」という言葉です。“どうせ～でしょ”という言い方に、子どもの諦めの気持ちを感じます。何かを伝えようとする前に、“どうせ聞いてもらえない”“どうせ判ってもらえない”と諦めているのです。子どもが親や先生に向かって「ねえ」と話しかけた時に、ちゃんとふり向き、

顔を合わせて話を聞いてくれる、そんなゆとりのあるおとなが少なく感じます。

私は、チャイルドラインをはじめ、子どもに関わる複数のNPO活動に関っていますが、そこから見える子どもの姿は、マスコミをにぎわせている子どもの事件とどこか重なって見えてきます。

「あるがままの自分」を出せない、危うい「仲間関係」の中に身を置きながら「ころの居場所」がなく苦しんでいる子どもも。私が子育てをした40年前とは比較にならない、地域のつながりも薄れた中で、子どもの育つ社会環境は大きく変化しています。なかでも、メディア環境の変化は、子どものからだところの育ちに大きな影響を及ぼしています。コミュニケーションのスタートと言

われる授乳時からそれは始まっているのです。いま、子ども時代を“子どもの時間”を十分に満喫し、育っていくことが厳しい時代なのかもしれません。

チャイルドライン支援センターが毎年発行しているAnnual Report2024「おとなにいたいこと」の中に、こんな声が紹介されています。

＊もっと、居場所をください。学校で苦しんでいる人はたくさんいると思います。相談室をもっといきやすい雰囲気にして欲しいです。年に何回か「個別面談」の日を作ったり、相談室前にポストを設置したりするのはどうでしょうか？どうか学校に居場所をください。

つらいです。(小学生)

*相談^{そうだん}されたら何かしらやってほしい。

見て見ぬふりとかちょっと注意^{ちゅうい}して終

わらせたりするのはやめてほしい。親^{おや}は

特に、子どもが最近^{さいきん}元気^{げんき}ないとか、そう

いうことがあったらちゃんと聞^きいて

ほしい。気^き合^{あい}で行^いけとか言^いって簡^{かん}単^{たん}に

終^おわらせたり圧^{あつり}力^{りよく}かけたりしないでほ

しい。(中^{ちゅう}学^{がく}生^{せい})

チャイルドラインに寄^よせられたこれ

らの声^{こえ}からは、おとなの物^{もの}差^さしでしか

ものごと^{ものごと}は^はか^か物^{もの}事^{ごと}を測^{たい}れない、おとなに對^{たい}する苛^{いら}立^だち

がみ^みえ隠^{かく}れします。

②子^こどもが「大^{たい}切^{せつ}にされて

いる」と思^{おも}える安^{あん}心^{しん}感^{かん}を

チャイルドラインは、「気^き持^もちを聴^きく」

ことを大^{たい}切^{せつ}にしています。子^こどもが自^じ己^こ

決^けてい^い決定^{けつぎ}することを、自^じ力^{りき}で結^け論^{ろん}がで^だ出^でせるよ

うに寄^より添^そい支^さえます。問^{もん}題^{だい}解^{かい}決^{けつ}の主^{しゅ}体^{たい}

は子^こどもであり、子^こども自^じ身^{しん}がどうした

いかを考^{かんが}え、決^きめて行^{こう}動^{どう}することが、そ

の子^この持^もつ力^{ちから}を育^{はぐく}むことに繋^{つな}がると

かんが^{かんが}考^{かんが}えるからです。です、ど^さん^{さい}な些^{さい}細^{さい}

なぐちゃぐちゃした話^{はなし}にも根^{こん}気^きよく付^つ

き合^あいます。そ^そん^んなや^やり^りと^とり^りを^{とお}通^{とお}して

「自^じ分^{ぶん}は大^{たい}切^{せつ}にされてい^いる」とい^いう、こ

れま^れで^でに^いない安^{あん}心^{しん}感^{かん}を抱^{いだ}くよう^{よう}です。子^こ

ども^{まわ}の周^{まわ}りに、子^こども^{はなし}の^{はなし}話^わを^わち^ちゃ^ちん^んと

聴^きける^{ひと}人^{ひと}、受^うけ^と止^とめ^とら^{ひと}れる^{はなし}人^{ひと}、話^{はなし}せる^ば場^ば、

そ^そん^んな「居^い場^ば所^{しょ}」が^{ひつ}も^つと^{よう}必^{ひつ}要^{よう}です。

私^{わたし}たちは、子^こどもにチャイルドライ

ン^{そんざい}の^し存^{ぞん}在^{ざい}を知^しっ^がて^{こう}ら^{こう}い^{こう}たい^{こう}と、学^が校^{こう}や

連^{れん}携^{けい}するNPOなどを^{つう}通^{つう}じ^じてフ^フリ^リー^リダ^ダイ

ヤ^{ばんごう}ルの番^{ばん}号^{ごう}を^{しる}記^{めい}した^{いし}名^{めい}刺^しサ^サイ^{サイ}ズ^ズのカー

ねん かつ こ じしん
2023年4月は、子ども自身、そして子
しえん かつどう わたし
どもの支援活動をしている私たちにと
きねん とし こ
って記念すべき年になりました。「子ど
かてい しょう ほっそく きほんほう
も家庭庁」が発足し「こども基本法」が

しこう こ けんりじょうやく じつげん
施行され、「子どもの権利条約」の実現

が^{くに}国によって^{やくそく}約束されたのですから、こ

うれ こと あ きほんりねん
んなに嬉しい事は有りません。基本理念

に「^こ子どもの^{いけん}意見の^{そんちょう}尊重」が^{うた}謳われたこ

の2つの^{おお}大きな^{うご}動きは、^こ子どもの^{こえ}声を

ちよくせつき き も う と とき
直接聴き、気持ちを受け止め、時には

だいべんしゃ こ いけんひょうめいけん
代弁者となる「子どもの意見表明権」に

スポットを^あてた^こ子どもアドボカシー

じゅうようせい ものがた
の重要性を物語っています。

ことし にほん こ けんりじょうやく
今年、日本が「子どもの権利条約」

を批准した 1994年から 30年を迎えま

す。しかし、子どもは「^{けんり}権利の^{しゅたい}主体」で

あるという子ども観^{かん}が、おとなはもちろ

ん^{とうじしゃ}当事者である^こ子どもにもまだまだ

にんち
認知されていません。昨年開いた子ども

の権利に関する学習会で、「関心のない

ひと かんしん ひと
人にかんしんをもってもらうには、まわりの人

に抵抗感^{ていこうかん}を持た^もれないような伝え方^{つた かた}を

することが大切」という講師の言葉を聞
きました。

どんな些細な事にも耳を傾け、共感
する。そして子どもとの約束は必ず守
る。「子どものことは、子どもに聞く」と
いう「新しい子ども観」を身につける。

これは子どもの声を社会に届ける私た
ちの役割です。

こんな時代だからこそ子どもたちに、
話せる「誰か」がいる安心感を届けてい
きたいと思います。

18歳までのチャイルドライン

なんとなく誰かと話したいとき
困っているとき、悩んでいるとき、悲しいとき
かけてみてください お説教はしません
あなたの気持ちを大切に
どんなことでも
一緒にかんがえます

■フリーダイヤル:0120-99-7777
毎日16時～21時(12月29日～1月3日休止)
チャットでもつながれます

チャイルドラインの4つのやくそく

- ヒミツは守るよ
- どんなことも一緒に考える
- 名まえは言わなくていい
- きりたいときには、でんわをきっていい

問合わせ:認定特定非営利活動法人 チャイルドライン「もしもしキモチ」
TEL:092-734-1540(事務局)

こどもの権利条約への批准と

こども基本法制定の背景について



・筑紫女学園大学

人間科学部人間科学科

心理・社会福祉専攻

専門：社会福祉学 准教授

おおにし りょう

大西 良 さん

数年前より、地域の方々や大学生と共に「こども食堂」や「ママカフェ」などの活動を通じて、こどもや女性の居場所づくりを行っています。

また、公園での夜回りや「まちの保健室」の取り組みを通して、生きづらさを抱える若者たちの支援活動を行っています。

Ⅰ はじめに

今からおよそ 35 年前の 1989 年に、

国連で「こどもの権利条約」が誕生し

ました。この条約は 18 歳未満を「こど

も」と定義し、世界中のすべてのこども

たちに、こども自らが権利の主体であ

ることを約束しています。わが国は、こ

の条約に 1994 年 4 月 22 日に批准し、

158 番目の締約国となっています。なお、

2024 年現在、この条約は 196 の国と

地域で締結されており、世界で広く受け

入れられている人権条約となっていま

す。

当然のことながら、この条約を締結

しただけでは、こどもの権利は守られま

せん。こどもに関わるすべてのおとなが、

Human Rights（生まれながらにして当

たり前にもつ権利）としての「こどもの

権利」の保障を実現すべく、あらゆる面

から取り組む必要があります。また、こ

どもとおとなが協働し、社会をつくる

パートナーとして人権が尊重される

社会づくりを実行することが重要です。

「こどもの権利条約」の内容を“絵に

描いた餅”にしないためにも、私たちお

となの姿勢や行動が問われていると思

います。

それでは、「こどもの権利条約」には

どのようなことが具体的に記されてい

るのでしょうか。この条約が成立する

までの経緯も含めて、以下に紹介した

おも
います。

② こどもの権利条約が

せいりつ
成立するまでの歴史的経緯

せかい ひとびと おお くる かな
世界の人々に大きな苦しみと悲しみ

できごと
をもたらした出来事があります。それは、

に ど せかい たいせん せかい てき き ぼ おお
二度にわたる世界大戦（世界的規模で多

く にくに ま こ せんそう せんご
くの国々を巻き込んだ戦争）です。戦後

まもなく せかい たいせん はんせい せつりつ
世界大戦の反省から設立され

こくさいれんごう こくれん ねん
た国際連合（国連）において、1948年に

さいたく せかい じんけん せんげん
採択された「世界人権宣言」は、すべて

ひと う きほんてきじんけん
の人が生まれながらに基本的人権をも

っていることを、せかい はじ こうしき みと
世界で初めて公式に認

めた宣言となっています。

ご ねん こくれんそうかい
その後、1959年には国連総会におい

て「じどう けんり かん せんげん さいたく
児童の権利に関する宣言」が採択さ

れ、こどもの権利がこくさいぶんしよ
国際文書として

めいぶんか ねん こくさい
明文化されました。また1979年の「国際

じどう ねん せかいじゅう ひと
児童年」では、世界中の人がこどもの

けんり かんが きかい
権利について考える機会となり、こど

もの きほんてきじんけん ほうかつてき ほしょう
もの基本的人権を包括的に保障するた

め わくぐ ほんかくか
めの枠組みづくりが本格化しました。さ

らに こくさいじどう ねんご
「国際児童年」から10年後の1989

ねん じどう けんり かん じょうやく
年には、「児童の権利に関する条約」

つうしょう けんり じょうやく こくれん
（通称「こどもの権利条約」）が国連

そうかい ぜんかい いっち さいたく
総会において全会一致で採択され、

せかいじゅう
世界中のすべてのこどもたちがもつ

じんけん けんり ほしょう さだ
人権（こどもの権利）の保障を定める

じょうやく せいりつ
条約として成立しました。

③ こどもの権利条約に

ついて

こんにち けんり じょうやく
今日、「こどもの権利条約」はこども

の かんが こうどう
ことを考えたり、行動したりすると

きのグローバルスタンダード（国際的

基準）となっています。本条約は、こど

もは「弱くておとなから守られる存在」

という考え方から、こどもを「ひとりの

人間として人権（権利）をもつ者」、すな

わち「権利の主体」であるという考え方

に大きく転換させました。本条約の

特徴は、こどもを権利の主体と捉え、お

となと同様にひとりの人間としてもつ

様々な権利を認めると同時に、成長の

過程にあって保護や配慮が必要なこど

もならではの権利も定めている点です。

さらにこどもの最善の利益を考えると

いう立場から、「生きる権利」、「発達する

権利」、「守られる権利」、「参加する権利」

の4つの権利を柱としています。表1

に、この4つの権利の具体例を示します。

表1 こどもの権利条約の4つの権利

＜生きる権利＞

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

＜発達する権利＞

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができるなど。

＜守られる権利＞

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のあるこどもや少数民族のこどもは特に守られることなど。

＜参加する権利＞

自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできることなど。

出典：日本ユニセフ協会ホームページより一部抜粋

そもそもこのような権利が示された

ことの背景には、先に述べた世界大戦に

よって多くのこどもたちが戦争の犠牲

になったことがあります。もう二度と

戦争によってこどもの命や人権が奪わ

れることはあってはならないという

社会の風潮が大きな契機となったので

す。

とりわけ、こどもの権利条約の原案

を国連に提出したのはポーランド政府

でした。この条約には、大戦中にユダ

ヤ人孤児の救済や教育に尽くし、こど

もたちと共に収容所で命を落とした

ヤヌシュ・コルチャック氏（1878－

1942）が唱えた「こどもの権利の尊重」

が大きく反映されています。コルチャッ

ク氏は、「こどもは一人の人間として

尊重される。こどもはおとなの所有物

ではない。こどもは幸福になる権利を持

っている。こどもの幸福なしにおとなの

幸福はありえない」と述べています。

つぎに「こどもの権利条約」の基本的

な考え方は、以下の4つで表されます

（表2）。これらは、こどもの権利の

実現を考える際に重要となる考え方、

つまり「原則」であるとされています。

これらの原則は、後述するわが国の「こ

ども基本法」にも取り入れられています。

表2 「こどもの権利条約」が掲げる4つの原則

差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重（こどもがこどもに関わる事柄について意見を表し、それがおとなに考慮されること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：日本ユニセフ協会ホームページより一部抜粋

④ こども基本法とは

こども基本法は、わが国のこども施策
を社会全体で総合的かつ強力に推進
していくための包括的な法律として、
2022（令和4）年6月に国会で法案が
成立し、2023（令和5）年4月に施行さ
れました。こども基本法は、日本国憲法
と「こどもの権利条約」の精神に則っ
て、全てのこどもが、将来にわたって
幸福な生活を送ることができる社会の
実現を目指し、こども政策を総合的に
推進することを目的にしています。同法
では、こども施策の基本理念として、つ
ぎの6つのことを掲げています。

- （1）すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別され
ないこと。
- （2）すべてのこどもは、大事に育てら
れ、生活が守られ、愛され、保護
される権利が守られ、平等に
教育を受けられること。
- （3）年齢や発達の程度により、自分に
直接関係することに関心を言え
たり、社会のさまざまな活動に
参加できること。
- （4）すべてのこどもは年齢や発達の
程度に応じて、意見が尊重され、
こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考え
られること。
- （5）子育ては家庭を基本としながら、
そのサポートが十分に行われ、
家庭で育つことが難しいこども
も、家庭と同様の環境が確保さ
れること。
- （6）家庭や子育てに夢を持ち、喜びを
感じられる社会をつくること。

出典：こども家庭庁「すべてのこども・おとな
に知ってほしい こども基本法とは？」
こども家庭庁のホームページに掲載されている
「こども基本法パンフレット」を参照。

このように、こども基本法は、こども
の権利を守ることを目的とした法律で
すが、なぜ今になって制定されることにな
ったのでしょうか。

⑤ こども基本法制定の

背景

こども基本法は「こどもの権利を守る
法律」です。日本政府はこれまでも児童
虐待防止対策や待機児童対策など、こ
ども関連の施策に取り組み、一定の効果
は見られましたが、今もなおこどもを取
り巻く環境が良くなったとはいいいく
い状況にあります。その状況に追い
打ちをかけるように、コロナ禍の影響
もあり、むしろ状況は深刻化していま
す。

こどもに関する法律は、「児童福祉法」
「少年法」「教育基本法」などがすでに
存在していますが、こどもを権利の主体
とし、また権利を保障する総合的な法律
は、これまで存在しませんでした。そこ
で日本政府は、こどもの利益を一番に
考え、こども関連の取り組みを国の
中心に据えることが重要だという
認識から、2023（令和5）年4月に「こ
ども基本法」が施行されました。
こども基本法の成立により、社会でこ
どもの権利が守られることは、こどもの
みならず、子育て世帯全体が暮らしやす
い社会につながることが期待されます。

⑥ これからの社会に求め

られること

こどもは、家庭および学校等の育ち学

ぶ施設、地域のあらゆる場面においてお

となとの関係性のなかで生きています。

おとなは、こどもを単なる保護の対象

ではなく、権利の主体として認め、こど

も一人ひとりの発達段階に応じたコミ

ュニケーションを図るなかで、こどもに

とって最も良いことを発見し、それを

実現することが大切です。こどもとの

対等な立場でこどもの意見を尊重し、

それに誠実に応えることの積み重ねが、

おとなあるいは社会に求められていま

す。

こどもが生まれながらに持つこども

の権利が保障され、こどもが心身ともに

すこ健やかに成長・発達することができる

「こどもにやさしいまち」の未来に向か

って進めていくことが、これから私た

ちが歩む道だと考えます。

2024^{じんけんしゅうかん}人権週間テーマ「わたしたちのことを、わたしたちぬき^きに決めないで」

「きく」ことの^{い み}意味について^{かんが}考える

(^{こうざい}公財) ^{ふくおかけんじんけんけいはつじょうほう}福岡県人権啓発情報センター ^{かんちょう}館長 ^{たにぐちけんじ}谷口研二

「^{あめ}雨」はなぜ「アメ」というのか、「^{さく}咲く」
はなぜ「サク」で、「くしゃみ」はなぜ「ク
シャミ」なのか。^{ごげん}語源を^{かんが}考えていくと思
わぬことに^き気づくことがあります。

ある^{けんしゅうかい}研修会で「きく」の^{ごげん}語源を出し合
った際、「^{さい}“き・く”」の^{ごげん}語源は「^{き・く}氣・來」。
^{あいて}相手の「^き氣」が^{とど}届き^う受けとめること”と
いう説がありました。^{おと}音・^{こえ}声だけではな
く、「^{はな}(花)の^{かお}香りを^{きく}きく」、「^{さけ}(酒)の^{あじ}味を^きき
く」、「^{いた}(板)の^{あつ}厚さに^{くさ}きいて^う釘を^う打つ」
などなど ^{きょうつう}共通するのは、^{あいて}相手(発信者)の
^き氣(存在、エネルギー、^{とくせい}特性)を^あありのま
まに^う受けとめたとき「^{きく}氣來」が^{じつげん}実現する、
という^{かんが}考え方^{かた}でした。

^こ子どもが「^{こころ}心」を^と閉ざしている」ように
^{おも}思えるときがあります。ずっと^{いぜん}以前のこ
とですが、なんとかしたいという^い教員^{きょういん}
に、^{どうりょう}同僚が「^{こころ}心のドアには^{そと}外に^と取っ手^て
がついてないから、^{かって}勝手に^{そと}外からは^{はい}入れ
ない。^{こころ}心のドアは^{うちがわ}内側からしか^{ひら}開かな
い」、「その^こ子は^{たぶん}たぶん、^{ノック}ノックしている
^{ひと}人が^{ひと}どんな人か^{そうぞう}想像しているのだろう。
ドアの^む向こうにいる^{ひと}人たちの^{なか}中に、『^ま待
つ』こと・『^き聴く』ことができる、^{しんらい}信頼で
きる^{おと}おとなが^いいるのかどうか、^{かんが}考
えているのではないかと^い言ったことが
^{いんしょうてき}印象的でした。

^{がくせい}学生にこの^{はなし}話を^{しょうかい}紹介して、「^ま待つ・^き聴

かいふく
回復したいとおもいます。

ヨ^{けいたい}ン^{ふく}形態も含む。年^{ねんれいせいげん}齢制限はない」、「子^こ